

鳥取県会計管理者組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県会計管理者組織規則の一部を改正する規則

鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職制及び職務) 第6条 略 2～5 略 6 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、 <u>会計管理者に参事監及び参事を置くことができる。</u>	(職制及び職務) 第6条 略 2～5 略 6 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、 <u>会計局及び庶務集中局に参事を置くことができる。</u>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。